

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▼対象 次の(1)・(2)のいずれかに該当する方

(1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

(2) (1)のほか、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児については20歳未満)の養育者であつて、次のいずれかに該当する方

※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象になります。

○令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変)

▼給付額 児童1人当たり一律5万円

▼手続き

(1)に該当する方は申請不要です。対象となる方へ、7月上旬から順次ご案内を郵送します。

なお、給付金の受取りを希望しない場合は、案内に記載された期限までに「受給拒否の届出書」を郵送又は窓口へご提出ください。

(2)に該当する方は申請が必要です。

詳細は町ホームページをご覧ください。

問 厚生労働省コールセンター

☎0120(811)166

受付時間 平日9時～18時

(土、日、祝日を除く)

子育て支援課 ☎内線306



## 高額介護サービス費の区分が変わります

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1割～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

対象者については、町から通知をいたしますので、申請の必要はありません。

### 自己負担限度額【月額】

#### ■令和3年7月まで

現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・ 前年の合計所得+課税年金収入額が 80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

#### ■令和3年8月から

年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収383万円以上 770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・ 前年の合計所得+課税年金収入額が 80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

問 福祉課 ☎内線302